

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人県民税等について必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 主な改正内容

（1）個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充（平成26年以降の居住を対象）  
所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除の額を個人住民税から控除する特例について、4年間延長するとともに、次のとおり控除額の拡充を行います。（付則第5条の4の2関係）（平成27年1月1日施行）

居住年月	【改正前】		【改正後】	
	～平成25年12月	平成26年1月 ～3月	平成26年4月 ～平成29年12月	
住民税における各年の控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)		所得税の課税総所得 金額等の7% (最高13.65万円)	
(参考) 所得税 と住民 税を合 わせた 控除内 容	借入限度額	2,000万円 (3,000万円)	4,000万円 (5,000万円)	
	控除率	1% (1%)	1% (1%)	
	各年の 控除限度額	20万円 (30万円)	40万円 (50万円)	
	10年間適用を受けたときの最大控除額	200万円 (300万円)	400万円 (500万円)	

参考欄の（ ）は認定住宅の場合

※ 県民税については、住民税のうちの5分の2となります。

## (2) 金融所得課税の一体化（平成28年以降に支払を受けるものを対象）

公社債等に対する課税を、原則として、現行の上場株式等の扱いと同様とします。

（第17条、第36条の10、第36条の12、付則第14条の2の5関係）（平成28年1月1日施行）

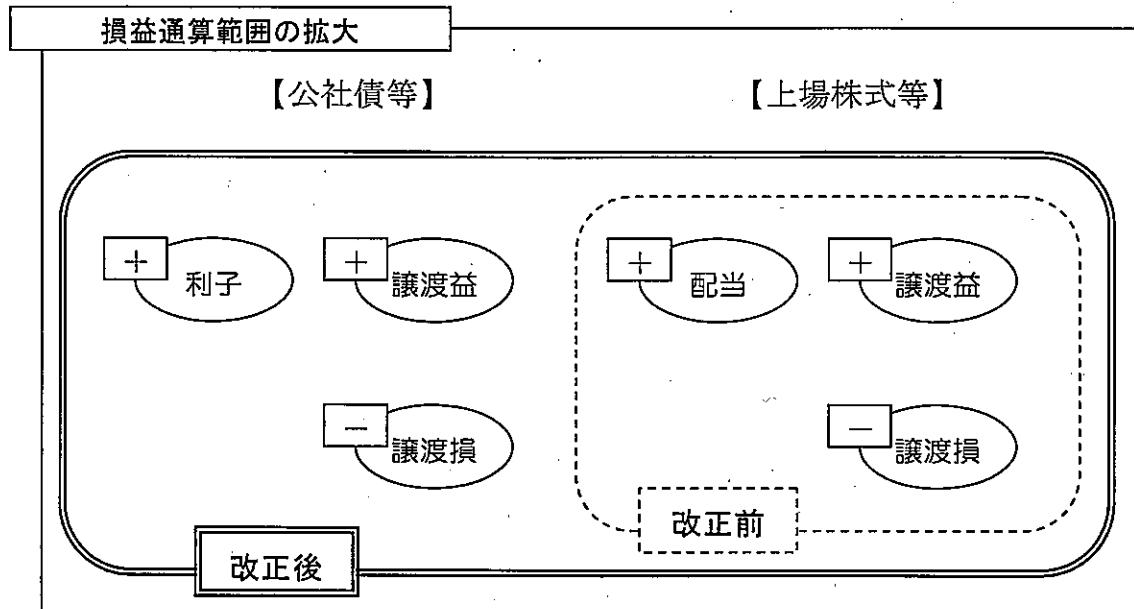
（付則第11条の2、付則第14条の2、付則第14条の2の2、付則第14条の2の3、付則第14条の2の4、付則第14条の2の6、付則第14条の3関係）（平成29年1月1日施行）

### ① 公社債等の譲渡所得等に対する課税

現行は非課税である公社債等の譲渡所得等について、新たに課税対象とします。

### ② 金融商品における損益通算範囲の拡大

これまで上場株式等の配当所得および譲渡所得等の間で認められていた損益通算範囲を、公社債等の利子所得や譲渡所得等まで拡大することとします。



## 3 その他の改正内容

- (1) 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る県民税の寄附金特例控除額について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分を調整する措置を講じます。（付則第5条の6関係）（平成26年1月1日施行）
- (2) 個人県民税の所得割または個人事業税の白色申告に係る帳簿等の記録保存義務は、所得税法において義務付けがなされたことから、その規定を廃止します。（第23条の4、第38条の10の2関係）（平成26年1月1日施行）
- (3) 東日本大震災により家屋が滅失等した者が住宅の再取得または増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の、住宅ローン控除の住民税における控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の7%（最大13.65万円）とします。（ただし、県民税についてはその5分の2とします。）（付則第21条関係）（平成27年1月1日施行）
- (4) 法人に係る県民税利子割については、廃止することとします。（第17条関係）（平成28年1月1日施行）
- (5) 上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等については、別々の分離課税とした上で、これらの間での損益通算等は認めないこととします。（付則第14条の2、付則第14条の2の2関係）（平成29年1月1日施行）
- (6) その他、所要の規定の整備を行います。（公布日施行）

滋賀県税条例 新旧対照表（第1条関係）

旧	新
目次	目次
第1章～第3章 省略	第1章～第3章 省略
第4章 電子計算機を使用して作成する <u>県税関係帳簿書類の保存方法等の特例</u> （第143条— <u>第151条</u> ）	第4章 電子計算機を使用して作成する <u>県税関係帳簿</u> の保存方法等の特例（第143条— <u>第150条</u> ）
付則	付則
第1条～第23条の3 省略  <u>(事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存)</u> 第23条の4 その年において不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中または前年中の所得について所得割（第27条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課されたもの（これに準ずる者として施行規則第2条の3の8第1項に規定する者を含む。）は、同条第2項に定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、または受領した帳簿および書類を保存するものとする。	第1条～第23条の3 省略  (削除)
第24条～第36条の11 省略  (配当割の特別徴収義務者) 第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。 2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。	第24条～第36条の11 省略  (配当割の特別徴収義務者) 第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等または上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等または上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。
第36条の13～第38条の10 省略	第36条の13～第38条の10 省略

(個人の事業税に係る帳簿書類の保存)

第38条の10の2 その年において事業を行う個人でその年の前々年中または前年中の事業の所得について事業税を課されたもの（これに準ずる者として施行規則第7条の2の2第1項に規定する者を含む。）は、同条第2項に定めるところにより、その年において当該事業に関して作成し、または受領した帳簿および書類を保存するものとする。

第38条の11～第41条 省略

（ゴルフ場利用税の課税免除）

第41条の2 財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2～第59条 省略

（自動車税の課税免除）

第60条 省略

(1)～(4) 省略

(5) 財団法人滋賀県交通安全協会（昭和47年7月1日に財団法人滋賀県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）が所有する自動車のうち、専ら道路交通法第97条に規定する運転免許試験の用に供するもの

(6) 社団法人全国保健センター連合会（昭和39年1月30日に社団法人母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。）が所有する自動車のうち、専ら母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康センターの事業の用に供するもの

(7) 省略

2～4 省略

第61条～第70条 省略

（削除）

第38条の11～第41条 省略

（ゴルフ場利用税の課税免除）

第41条の2 公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）が開催する競技会であつて知事が指定するものにおいて選手として利用する者のゴルフ場の利用に対しては、別に利用料金の定めがあり、その利用料金が通常の利用料金に比較し2割以上軽減されている場合に限り、ゴルフ場利用税を課さない。

第41条の2の2～第59条 省略

（自動車税の課税免除）

第60条 省略

(1)～(4) 省略

(5) 公益財団法人滋賀県交通安全協会（昭和47年7月1日に財団法人滋賀県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）が所有する自動車のうち、専ら道路交通法第97条に規定する運転免許試験の用に供するもの

（削除）

(6) 省略

2～4 省略

第61条～第70条 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 省略

2 省略

(1)~(3) 省略

(4) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

3 省略

第72条～第142条の4 省略

第4章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿書類の保存方法等の特例

(県税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第143条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿（第38条の10の2、第40条の13第1項、第2項もしくは第4項または第41条の8の規定により備付けおよび保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（第150条において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付けおよび保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 省略

2 省略

(1)~(3) 省略

(削除)

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

3 省略

第72条～第142条の4 省略

第4章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿 の保存方法等の特例

(県税関係帳簿 の電磁的記録による保存等)

第143条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿（第40条の13第1項、第2項もしくは第4項または第41条の8の規定により備付けおよび保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式（第150条において「電磁的方式」という。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付けおよび保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

(1) 第38条の10の2に規定するその年において事業を行ふ個人	同条に規定する帳簿
(2) 第40条の13第1項、第2項または第4項に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者または小売販売業者	これらの規定に規定する帳簿
(3) 第41条の8に規定する特別徴収義務者	同条に規定する帳簿

2 第38条の10の2に規定するその年において事業を行ふ個人は、同条の規定により保存しなければならない書類（以下この章において「県税関係書類」という。）の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた県税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する個人は、県税関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部または一部について、当該県税関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた県税関係書類の保存に代えることができる。

（県税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第144条 前条第1項の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

2 前条第2項に規定する個人は、県税関係書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた県税関係書類の保存

（削除）

(1) 第40条の13第1項、第2項または第4項に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者または小売販売業者	これらの規定に規定する帳簿
(2) 第41条の8に規定する特別徴収義務者	同条に規定する帳簿

（削除）

（削除）

（県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第144条 前条の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

（削除）

に代えることができる。

3 前条第1項の承認を受けている同項の表の左欄に掲げる者または同条第2項の承認を受けている者は、規則で定める場合において、県税関係帳簿書類（県税関係帳簿または県税関係書類をいう。以下この章において同じ。）のうち同条第1項または第2項の承認を受けているものの全部または一部について、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第145条 第143条第1項の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿について同項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の備付けを開始する日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第5項第1号において同じ。）の3月前の日までに、当該県税関係帳簿の種類、当該県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機およびプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の全部または一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する県税関係帳簿であるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を知事に提出することができる。

2 第143条第2項に規定する個人は、県税関係書類について同項または同条第3項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代える日（当該県税関係書類が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第2号において同じ。）の3月前の日までに、当該県税関係書類の種類、同条第2項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類の作成に使用する電子計算機およびプログラムの概要、同条第3項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要、その他規

2 前条 の承認を受けている同條の表の左欄に掲げる者 \_\_\_\_\_ は、規則で定める場合において、県税関係帳簿 のうち同條 の承認を受けているものの全部または一部について、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に 係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿に 係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第145条 第143条 の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿について同條の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の備付けを開始する日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第4項において同じ。）の3月前の日までに、当該県税関係帳簿の種類、当該県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機およびプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう \_\_\_\_\_。）の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の全部または一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する県税関係帳簿であるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を知事に提出することができる。

（削除）

則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項または前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る県税関係帳簿書類の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

(1) 次条第1項の規定による届出書が提出され、または第148条第2項の規定による通知を受けた県税関係帳簿書類であつて、当該届出書が提出され、または当該通知を受けた日以後1年以内にその申請書の提出がされたこと。

(2) その電磁的記録の備付けまたは保存が、第143条各項に規定する規則で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

4 知事は、第1項または第2項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認または却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

5 第1項または第2項の申請書の提出があつた場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。

(1) 当該申請書が県税関係帳簿に係るものである場合(第3号に掲げる場合を除く。) 当該県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日

(2) 当該申請書が県税関係書類に係るものである場合 当該県税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該県税関係書類の保存に代える日の前日

(3) 当該申請書が第1項ただし書の規定により提出されたものである場合 その提出の日から3月を経過する日

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る県税関係帳簿の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿について、その申請を却下することができる。

(1) 次条第1項の規定による届出書が提出され、または第148条第2項の規定による通知を受けた県税関係帳簿であつて、当該届出書が提出され、または当該通知を受けた日以後1年以内にその申請書の提出がされたこと。

(2) その電磁的記録の備付けまたは保存が、第143条に規定する規則で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

3 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認または却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

4 第1項本文の規定による申請書の提出があつた場合において、県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から3月を経過する日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

(削除)

(削除)

(削除)

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第146条 第143条各項のいずれかの承認を受けている者は、当該承認を受けている県税関係帳簿書類（以下この章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」という。）の全部または一部について、同条第1項に規定する電磁的記録の備付けおよび保存または同条第2項もしくは第3項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、規則で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。

2 第143条各項のいずれかの承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類に係る前条第1項または第2項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（県税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（主たる事務所または事業所の移転に係る承認の申請等）

第147条 第143条第1項の表の各号（第3号を除く。）の左欄に掲げる者または同条第2項に規定する個人で県内に主たる事務所または事業所を移転したものが、その移転後も引き続き法第752条第1項に定めるところにより第143条各項のいずれかの承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、移転した日から3月を経過する日までに当該県税関係帳簿書類の種類その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に係る県税関係帳簿書類の全部または一部につき第145条第3項第2号に該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

3 第145条第4項の規定は、知事が第1項の申請について承認または却下の処分をする場合について準用する。

4 省略

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第148条 知事は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記

第146条 第143条の承認を受けている者は、当該承認を受けている県税関係帳簿（以下この章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」という。）の全部または一部について、同条に規定する電磁的記録の備付けおよび保存をやめようとする場合には、規則で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿の種類その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。

2 第143条の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿に係る前条第1項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（県税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（主たる事務所または事業所の移転に係る承認の申請等）

第147条 第143条の表の第1号の左欄に掲げる者\_\_\_\_\_で県内に主たる事務所または事業所を移転したものが、その移転後も引き続き法第752条第1項に定めるところにより第143条の承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、移転した日から3月を経過する日までに当該県税関係帳簿の種類その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に係る県税関係帳簿の全部または一部につき第145条第2項第2号に該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿について、その申請を却下することができる。

3 第145条第3項の規定は、知事が第1項の申請について承認または却下の処分をする場合について準用する。

4 省略

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第148条 知事は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記

録に係る承認済県税関係帳簿書類について、その承認を取り消すことができる。

(1) 省略

- (2) その電磁的記録の備付けまたは保存が第143条各項に規定する規則で定めるところに従つて行われていないこと。

2 省略

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第149条 第145条から前条までの規定は、第144条各項の承認について準用する。この場合において、第145条第1項中「同項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第1項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「3月前の日までに」とあるのは「3月前の日までに、同条第3項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第143条第1項の承認を受けている県税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第1号において同じ。）の3月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第1項の承認」と、同条第2項中「同項または同条第3項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「前条第2項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「3月前の日までに」とあるのは「3月前の日までに、同条第3項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第143条第2項の承認を受けている県税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係書類が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第5項第2号において同じ。）の3月前の日までに」と、「種類、同条第2項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第3項の承認を受けようとする場合にあつては当該県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、同条第3項第1号中「第148条第2項」とあるのは「第149条において準用する第148条第2項」と、同項第2号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第143条各項」とあるのは「前条各項」と、同条第5項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第3項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）」

録に係る承認済県税関係帳簿について、その承認を取り消すことができる。

(1) 省略

- (2) その電磁的記録の備付けまたは保存が第143条に規定する規則で定めるところに従つて行われていないこと。

2 省略

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第149条 第145条から前条までの規定は、第144条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、第146条第1項中「第143条各項」とあるのは「第144条各項」と、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿書類」と、「および保存」とあるのは「および当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、同条第2項中「第143条各項」とあるのは「第144条各項」と、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿書類」と、第147条第1項中「法第752条第1項」とあるのは「法第754条において準用する法第752条第1項」と、「第143条各項」とあるのは「第144条各項」と、同条第2項中「第145条第3項第2号」とあるのは「第149条において準用する第145条第3項第2号」と、同条第3項中「第145条第4項」とあるのは「第149条において準用する第145条第4項」と、前条第1項中「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第143条各項」とあるのは「第144条各項」と読み替えるものとする。

第145条第1項	同条の承認を受けようとする場合には 3月前の日までに	、前条第1項の承認を受けようとする場合にあつては 3月前の日までに、同条第2項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第143条の承認を受けている県税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第4項において同じ。）の3月前の日までに
第145条第2項 第1号	が、当該承認 第148条第2項	が、前条第1項の承認 第149条において準用する第148条第2項

<u>第145条第2項</u>	<u>保存</u>	<u>電子計算機出力マイクロフィルムによる保存</u>
<u>第2号</u>		
<u>第143条</u>	<u>前条各項</u>	
<u>第145条第4項</u>	<u>前日</u>	<u>前日（当該申請書が前条第2項の承認を受けようとするものである場合は、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）</u>
<u>第146条第1項</u>	<u>第143条</u>	<u>第144条各項</u>
	<u>電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿</u>	<u>電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿</u>
	<u>および保存</u>	<u>および当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存</u>
<u>第146条第2項</u>	<u>第143条</u>	<u>第144条各項</u>
	<u>電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿</u>	<u>電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿</u>
<u>第147条第1項</u>	<u>法第752条第1項</u>	<u>法第754条において準用する法第752条第1項</u>
	<u>第143条の承認</u>	<u>第144条各項の承認</u>
<u>第147条第2項</u>	<u>第145条第2項第2号</u>	<u>第149条において読み替えて準用する第145条第2項第2号</u>
<u>第147条第3項</u>	<u>第145条第3項</u>	<u>第149条において準用する第145条第3項</u>
<u>前条第1項</u>	<u>電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿</u>	<u>電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿</u>
	<u>保存</u>	<u>電子計算機出力マイクロフィルムによる保存</u>
	<u>第143条</u>	<u>第144条各項</u>

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第150条 第143条第1項の表第1号の左欄に掲げる者は、電子取引（取引情報（取引に関する受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この条において同じ。）の授受を

(削除)

電磁的方式により行う取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、規則で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面または電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

(県税に関する条例の規定の適用)

第151条 第143条各項または第144条各項のいずれかの承認を受けている県税関係帳簿書類に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを当該県税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを県税関係書類以外の書類とみなす。

付 則

第1条～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納稅義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納稅義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項もしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有す

(県税に関する条例の規定の適用)

第150条 第143条 または第144条各項のいずれかの承認を受けている県税関係帳簿書類に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを当該県税関係帳簿書類とみなす。

(削除)

付 則

第1条～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納稅義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納稅義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有す

る場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 省略

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の2までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2～5 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度

る場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の4までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2～5 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度

額」という。) を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項

もしくは第5項 もしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2および3 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 省略

額」という。) を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5

項までもしくは第10項から第12項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 省略

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 省略

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができます。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 および4 省略

第7条～第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7までまたは第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定す

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 省略

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができます。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 および4 省略

第7条～第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4または第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定す

る確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

#### 第13条の2の2～第14条の3 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

#### 第14条の3の2 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納稅義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

#### 第14条の4～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、付則第5条の4第1項中「租税特別措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項もしくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項もしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

る確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

#### 第13条の2の2～第14条の3 省略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

#### 第14条の3の2 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部または全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還または廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、または開設していた県民税の所得割の納稅義務者については、当該移管、返還または廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還または廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

の取得をしたものとそれぞれみなして、前項および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

#### 第14条の4～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第3号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2もしくは租税特別措置法」と、付則第5条の4の2第1項中「租税特別措置法第41条または第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項もしくは第5項もしくは第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項もしくは第5項もしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第2号中「租税特別措置法第41条第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2もしくは租税特別措置法」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」とする。

付則第5条 の4第1項	租税特別措置法 第41条または第 41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29 号）第13条第1項の規定により読み替えて適用 される租税特別措置法第41条または同項の規 定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
付則第5条 の4第1項 第1号	租税特別措置法 第41条第2項か ら第4項までも しくは第41条の 2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定 により読み替えて適用される租税特別措置法 第41条第2項から第4項までもしくは東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第13条第1項の規定により

		<u>適用される租税特別措置法第41条の2</u>
<u>付則第5条 の4第1項 第3号</u>	<u>租税特別措置法 第41条、第41条 の2の2、</u>	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法
<u>付則第5条 の4の2第 1項</u>	<u>租税特別措置法 第41条または第 41条の2の2</u>	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
<u>付則第5条 の4の2第 1項第1号</u>	<u>租税特別措置法 第41条第2項か ら第5項までも しくは第10項か ら第12項までも しくは第41条の 2</u>	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
<u>付則第5条 の4の2第 1項第2号</u>	<u>租税特別措置法 第41条、第41条 の2の2、</u>	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法
<u>付則第5条 の4の2第 2項第2号</u>	<u>租税特別措置法 第41条の2の2</u>	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

2 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における

2 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における

る付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、付則第5条の4第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項または第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項もしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、付則第5条の4の2第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

る付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

付則第5条 の4第1項 第1号	または阪神・淡 路大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律（平成7年法 律第11号）第16 条第1項から第 3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法 律第11号）第16条第1項から第3項までまた は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第 29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは 第13条の2第1項から第6項まで
	住宅借入金等の 金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

	<u>当該金額</u>	<u>当該住宅借入金等の金額</u>
	<u>これらの規定</u>	<u>租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項までの規定</u>
	<u>計算した同項</u>	<u>計算した租税特別措置法第41条第1項</u>
<u>付則第5条 の4の2第 1項第1号</u>	<u>または阪神・淡 路大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第16条第1項 から第3項まで</u>	<u>、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関 係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項 から第3項までまたは東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13 条の2第1項から第6項まで</u>

3 前項の場合において、当該納稅義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第22条～第26条 省略

第22条～第26条 省略

滋賀県税条例 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
目次 省略	目次 省略
第1条～第3条 省略  (県税事務所等の長に対する知事の権限の委任)	第1条～第3条 省略  (県税事務所等の長に対する知事の権限の委任)
第4条 省略	第4条 省略
2 知事は、県民税（利子等（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下同じ。）、特定配当等（同項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。） _____、特定株式等譲渡所得金額（同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）および法人に係るものに限る。）、法人の事業税、鉱区税、狩猟税および県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項および過料の徴収に関する事項については、前項本文の規定にかかわらず、西部県税事務所長に委任する。	2 知事は、県民税（利子等（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下同じ。）、特定配当等（同項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）、特定株式等譲渡等（同項第16号に規定する特定株式等譲渡等をいう。以下同じ。）、特定株式等譲渡所得金額（同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。）および法人に係るものに限る。）、法人の事業税、鉱区税、狩猟税および県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項および過料の徴収に関する事項については、前項本文の規定にかかわらず、西部県税事務所長に委任する。
3～7 省略	3～7 省略
第5条～第16条 省略  (県民税の納稅義務者等)	第5条～第16条 省略  (県民税の納稅義務者等)
第17条 省略	第17条 省略
(1)～(4)の2 省略	(1)～(4)の2 省略
(5) 利子等の支払またはその取扱いをする者の営業所等（法第24条第8項に規定する営業所等をいう。以下この節において同じ。）で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	(5) 利子等の支払またはその取扱いをする者の営業所等（法第24条第8項に規定する営業所等をいう。以下この節において同じ。）で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人
(6) 省略	(6) 省略
(7) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4 第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3 第3項第1号に規定する特定口座（以下この号および第36条の18において「選択口座」という。）に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株</u>	(7) <u>特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの</u>

式等（第36条の18において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡（第36条の18において「譲渡」という。）の対価または当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（第36条の18において「上場株式等」という。）の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等（第36条の18において「信用取引等」という。）に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済（第36条の18において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価または当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

## 2～5 省略

第17条の2～第36条の9 省略

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第36条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項

## 2～5 省略

第17条の2～第36条の9 省略

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第36条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号に規定する国外投資信託等の配当等または同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条および第36条の12において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（施行令第9条の16に規定するものを含む。）の額があるときは、第36条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

## 第36条の11 省略

（配当割の特別徴収義務者）

第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等または租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）

である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等または上場株式等の配当等 の支払を取り扱う者である場合に

## 第36条の11 省略

（配当割の特別徴収義務者）

第36条の12 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法 第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）または同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等または償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合に

は、当該取扱いに係る国外特定配当等または上場株式等の配当等  
の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

第36条の13および第36条の14 省略

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第36条の15 省略

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の  
例によつて算定する。

第36条の16および第36条の17 省略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第36条の18 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価または当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価または当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡または当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価または当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第36条の19～第150条 省略

には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等または償還金に係る差益金額の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

第36条の13および第36条の14 省略

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第36条の15 省略

(削除)

第36条の16および第36条の17 省略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第36条の18 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第36条の19～第150条 省略

## 付 則

### 第1条～第5条の4の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項

または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について付則第11条の2第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項 または付則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

### 第5条の6～第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得 に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項および次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第18条第1項および第2項ならびに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下

## 付 則

### 第1条～第5条の4の2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について付則第11条の2第1項、付則第13条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

### 第5条の6～第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合に

は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当

この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額)(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

## 2 県民税

の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

## 3 省略

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第11条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同項

所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」といふ。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額)(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第5条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」といふ。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条および第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

## 3 省略

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第11条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同條第2項に規定する特定上場株式等の配当等

の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

## 第12条～第14条 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第4項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定

に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第33条の2第5項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

## 第12条～第14条 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（

以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定

の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

## 2 県民税の所得割の納稅義務者が

交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他施行令附則第18条第4項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額ならびに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する交付を受ける金額（これらの規定により同法第37条の10第1項

に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

## 3 租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

## 4 省略

### （1）省略

（2）第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（3）第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条

の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

## 2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納稅義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項および第4項ならびに同法

第37条の14の3  
第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

（削除）

## 3 省略

### （1）省略

（2）第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（3）第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条

の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第6項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4) 付則第4条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに法附則第35条の2第6項の規定による市町民税の所得割の額」とする。

#### (上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等について、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納稅義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条および付則第14条の3の2において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納稅義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4

項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「付則第14条の2第1項」とあるのは「付則第14条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この条において「特定管理株式」という。）または同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式

としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式または特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定する金額は当該特定管理株式または特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（付則第14条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項に規定するものを含む。以下この項および付則第14条の2の4において同じ。）をした場合

第14条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）または同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡

をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第1項に規定する金額は付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条および付則第14条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（次条第1項において「振替口座簿」という。）に記載もしくは記録がされ、または特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう）。以下この項および次条から付則第14条の3までにおいて同じ。）をした場合

には、施行令附則第18条の2第3項に規定するところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（付則第14条の2の4および第14条の3の2において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 3 省略

#### 第14条の2の3 削除

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の2の4 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項および次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または特定口座に保管の委託がされている同条第2項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の4第1項に規定するところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 2 省略

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の特例）

第14条の2の5 県民税の所得割の納稅義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令附則第18条の4の2第1項に定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

には、施行令附則第18条の2第3項に規定するところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（次条および付則第14条の3の2において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 3 省略

#### （削除）

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の2の4 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項および次項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または特定口座に保管の委託がされている同法第37条の11の2第1項に規定する上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の4第1項に規定するところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

### 2 省略

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算および特別徴収等の特例）

第14条の2の5 県民税の所得割の納稅義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令附則第18条の4の2第1項に定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）および配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る利子所得の金額および配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第36条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等

につき、同条第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の12第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号および第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とする。

### 3 省略

#### （1）その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る前条第1項

に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第6項に定める金額

#### （2）その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第17条第1項第7号

に規定する差金決済に係る前条第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第7項に定める金額

### 4 省略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除）

第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の

2 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第36条の12第1項に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項および第4項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）につき、第36条の12第2項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第17条第1項第6号、第36条の12第1項および第36条の13の規定の適用については、第17条第1項第6号および第36条の12第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」と、第36条の13中「属する月の翌月10日」とあるのは「属する年の翌年1月10日（施行令附則第18条の4の2第2項において準用する施行令第9条の20第1項に定める場合にあつては、同項に定める日）」とする。

### 3 省略

（1）その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第6項に定める金額

（2）その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する差金決済に係る同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額および雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として施行令附則第18条の4の2第7項に定める金額

### 4 省略

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除）

第14条の2の6 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第11条の

2 第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第1項に定めるところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第2項に定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における付則第11条の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは、「配当所得の金額（付則第14条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）以下」とする。

4 県民税の所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の5第4項に規定するところにより、当該納稅義務者の付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第1項に定めるところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第2項に定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における付則第11条の2の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（\_\_\_\_\_）とあるのは、「計算した金額（付則第14条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

4 県民税の所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の5第4項に規定するところにより、当該納稅義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第5項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第6項に規定するところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第4項の規定の適用がある場合における付則第11条の2第1項および第2項ならびに付則第14条の2第1項から第3項までの規定の適用については、付則第11条の2第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは「配当所得の金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）と、付則第14条の2第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例）

第14条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納稅義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令附則第18条の6第1項に規定する者であつたものを除く。第3項および第4項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（第4項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第2項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第5項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第6項に規定するところにより計算した金額（第1項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第4項の規定の適用がある場合における付則第11条の2第1項および第2項ならびに付則第14条の2の2第1項および第2項の規定の適用については、付則第11条の2第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、付則第14条の2の2第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第14条の2の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例）

第14条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納稅義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第2条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の施行令附則第18条の6第1項に規定する者であつたものを除く。第3項、第5項および第6項において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間（第6項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第2項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および付則第14条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

## 2 省略

3 県民税の所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（\_\_\_\_\_この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3第6項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第4項に規定するところにより、当該納稅義務者が付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等

に係る譲渡所得等の金

## 2 省略

3 県民税の所得割の納稅義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納稅義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における付則第14条の2の2第1項および第2項の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）とあるのは、「計算した金額（付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）とする。

5 県民税の所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項またはこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（法附則第35条の3第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第4項に規定するところにより、当該納稅義務者が付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る譲渡所得等の金

額の計算上控除する。

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第5項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第5項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第6項に規定するところにより計算した金額をいう。

5 第3項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項

中「計算した金額（）とあるのは、「計算した金額（付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の2 県民税の所得割の納稅義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 省略

第14条の4～第26条 省略

額の計算上控除する。

6 第3項および前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納稅義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第5項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納稅義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第6項に規定するところにより計算した金額をいう。

7 第5項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項および第2項ならびに付則第14条の2の2第1項および第2項の規定の適用については、付則第14条の2第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第14条の3第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）と、付則第14条の2の2第1項中「計算した金額（）とあるのは「計算した金額（付則第14条の3第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第14条の3の2 県民税の所得割の納稅義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 省略

第14条の4～第26条 省略

## 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第35号)

旧	新
付 則	付 則
1および2 省略	1および2 省略
3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第14条の3第6項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項および同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第35号）の施行日の前」と	3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第14条の3第6項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項および同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第35号）の施行日の前」と、「付則第14条の2第1項」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成25年滋賀県条例第 号）第2条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下この項において「新条例」という。）付則第14条の2第1項または付則第14条の2の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）または新条例付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額または上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。
4~16 省略	4~16 省略